

2 平成21年度県税税目別(課税標準、税率、納期限等)一覧

種別	県民税					事業税				
	個人	法人	利子割	配当割	株式等譲渡所得割	法人 (電気供給業、ガス供給業及び保険業)	外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(所得課税法人に限る。公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。))	法人 (左記以外の特別法人)	法人 (その他の法人)	個人
課税標準及び税率	所得割 4% 均等割 1,000円	法人税割 (1)(ア) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (イ) 保険業法に規定する相互会社 (ウ) 資本金の額又は出資金の額が1億円で、かつ、従業員の数が300人を超える法人 (エ) 解散(合併による解散を除く。)による清算所得 (2)(1)に掲げる法人以外の法人等	支払を受けるべき利子等の額 5% 5.8% 5%	支払を受けるべき特定配当等の額 5% (平成16年1月1日から平成22年12月31日までの間は3%)	特定株式等譲渡所得金額 5% (平成16年1月1日から平成22年12月31日までの間は3%)	各事業年度の収入金額 1.3%	平成16年4月1日以後に開始した事業年度分について、各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び清算所得 付加価値割 0.48% 基本割 0.2% 所得割 年 400万円以下の所得金額 3.8% 年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 5.5% 年 800万円を超える所得金額及び清算所得 7.2%	各事業年度の所得及び清算所得 年 400万円以下の所得金額 5% 年 400万円を超える所得金額及び清算所得 6.6%	各事業年度の所得及び清算所得 年 400万円以下の所得金額 5% 年 400万円を超え、800万円以下の所得金額 7.3% 年 800万円を超える所得金額及び清算所得 9.6%	事業主控除額 年 290万円 白色申告者の事業専従者控除額 配偶者 86万円 配偶者以 50万円 (青色事業専従者については、適正給与額を必要経費とする。) 課税所得 第1種 5% 第2種 4% 第3種 5%
納期限等	市町村税と同じ(通常、6月、8月、10月及び1月中において条例で定める)	法人税と同じ(公共法人等及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある法人は4月30日)	利子等について利子額を徴収した日の属する月の翌日10日までに申告納入	特定配当等について配当割を徴収した日の属する月の翌月10日までに申告納入	特定株式等譲渡所得金額について特定株式等譲渡所得割を徴収した日の属する年の翌年1月10日までに申告納入	事業年度終了日から2月以内に申告納付(ただし、中間申告納付にあっては事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内)				第1期 8月20日~31日 第2期 11月20日~30日 随時分(通知書に定める期日)
備考	普通徴収又は特別徴収による。					地方法人特別税の創設により、平成20年10月1日以降に開始する事業制度から、法人事業税の所得割及び収入割の税率が引き下げられる(税率はP158参照)。				

種別	不動産取得税	県たばこ税	ゴルフ場利用税	自動車税	鉦区税		狩猟税	固定資産税	軽油取引税	自動車取得税	地方消費税
				別紙1のとおり	砂鉦を目的とする鉦区	砂鉦を目的としない鉦区					
課税標準及び税率	<p>取得した不動産の価格(土地又は家屋) 4%</p> <p>ただし、土地又は住宅H21.3.31までの取得 3%</p> <p>住宅以外の家屋H18.4.1～H20.3.31の取得 3.5%</p> <p>H20.4.1～ 4%</p>	<p>売り渡し等をしたたばこの本数1,000本につき1,074円</p> <p>(旧 3級品については、1,000本につき 511円)</p>	<p>1人1日につき400円～1,200円</p> <p>(別表2による)</p> <p>非課税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場を利用する日現在において年齢18歳未満の者 ゴルフ場を利用する日現在において年齢70歳以上の者 障害者 国民体育大会のゴルフ競技参加者 学校の体育授業、公認の課外活動のためにゴルフを行う学生、生徒、教員 	別紙1のとおり	<p>面積100アールごとに 200円</p> <p>河床に存するもの延長1,000メートルごとに 600円</p>	<p>試掘鉦区面積100アールごとに 200円</p> <p>採掘鉦区面積100アールごとに 400円</p>	<p>第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で</p> <p>① 本年度の県民税の所得割を納める者 16,500円</p> <p>② 第一種銃猟免許に係る登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 11,000円</p> <p>網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で</p> <p>③ 本年度の県民税の所得割を納める者 8,200円</p> <p>④ 網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 5,500円</p> <p>第二種銃猟免許を受ける者 5,500円</p> <p>放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①から③の税率の4分の1</p>	<p>大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額 1.4%</p>	<p>軽油の数量1klにつき 32,100円</p> <p>平成20年4月1日～30日まで 15,000円</p>	<p>50万円を超える自動車を取得した場合の税率5%(ただし営業用及び軽自動車の税率3%)</p> <p>[新車] (平成21年4月1日～平成24年3月31日までの取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・ディーゼル乗用車 非課税 大型ディーゼル車 平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成 税率を75%軽減 平成17年排出ガス基準値より10%以上NOxまたはPM低減かつ平成27年度燃費基準達成 税率を50%軽減 第1種省エネルギー自動車 税率を75%軽減 第2種省エネルギー自動車 税率を50%軽減 <p>[中古車] (平成21年4月1日～平成24年3月31日までの取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車 税率から2.7%控除 プラグインハイブリッド自動車 税率から2.4%控除 一定の基準を満たすハイブリッド自動車 バス又はトラック 税率から2.7%控除 それ以外 税率から1.6%控除 一定の基準を満たすディーゼル乗用車 (平成21年9月30日までの取得) 税率から1%控除 (平成21年10月1日～平成22年3月31日までの取得) 税率から0.5%控除 平成21年排出ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成した大型ディーゼル車 12t超 (平成21年9月30日までの取得) 税率から2%控除 (平成21年10月1日～平成22年3月31日までの取得) 税率から1%控除 3.5t超12t以下 税率から2%控除 第1種省エネルギー自動車 取得価額から30万円控除 第2種省エネルギー自動車 取得価額から15万円控除 	消費税額の25/100(消費税率に換算すると1%に相当)
納期限等	通知書に定める期日	当月分を翌月末日までに申告納付	当月分を翌月15日までに申告納付	5月20日～31日 随時分 登録のとき	5月20日～31日 随時分 通知書に定める期日		知事からの狩猟者の登録を受ける日	<p>第1期 4月20日～30日</p> <p>第2期 7月20日～31日</p> <p>第3期 12月15日～25日</p> <p>第4期 2月20日～末日</p>	当月分を翌月末日までに申告納入(納付)	登録又は届出のとき	譲渡割の申告納付は当分の間消費税と併せて国(税務署)に對し行う。貨物割の申告納付は消費税と併せて国(税関)に對し行う。
備考							対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率は、各税率の2分の1				

別表1-1 自動車税の税率(その1)

区 分		税率(円)	
乗用車(三輪の小型乗用車を除く)	営業用	総排気量 1ℓ以下のもの及び電気自動車	7,500
		1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	8,500
		1.5ℓを超え2ℓ以下のもの	9,500
		2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	13,800
		2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	15,700
		3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	17,900
		3.5ℓを超え4ℓ以下のもの	20,500
	4ℓを超え4.5ℓ以下のもの	23,600	
	4.5ℓを超え6ℓ以下のもの	27,200	
	6ℓを超えるもの	40,700	
	自家用	総排気量 1ℓ以下のもの及び電気自動車	29,500
		1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	34,500
		1.5ℓを超え2ℓ以下のもの	39,500
		2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	45,000
2.5ℓを超え3ℓ以下のもの		51,000	
3ℓを超え3.5ℓ以下のもの		58,000	
3.5ℓを超え4ℓ以下のもの		66,500	
4ℓを超え4.5ℓ以下のもの	76,500		
4.5ℓを超え6ℓ以下のもの	88,000		
6ℓを超えるもの	111,000		
トラック(三輪の小型自動車を除く)	営業用	最大積載量 1トン以下のもの	6,500
		1トンを超え2トン以下のもの	9,000
		2トンを超え3トン以下のもの	12,000
		3トンを超え4トン以下のもの	15,000
		4トンを超え5トン以下のもの	18,500
		5トンを超え6トン以下のもの	22,000
		6トンを超え7トン以下のもの	25,500
	7トンを超え8トン以下のもの	29,500	
	8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに4,700円を加算した額	
	自家用	最大積載量 1トン以下のもの	8,000
		1トンを超え2トン以下のもの	11,500
		2トンを超え3トン以下のもの	16,000
		3トンを超え4トン以下のもの	20,500
		4トンを超え5トン以下のもの	25,500
5トンを超え6トン以下のもの		30,000	
6トンを超え7トン以下のもの		35,000	
7トンを超え8トン以下のもの	40,500		
8トンを超えるもの	40,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,300円を加算した額		
けん引車	営業用	小型自動車であるもの	7,500
	自家用	普通自動車であるもの	15,100
けん引車	営業用	小型自動車であるもの	10,200
	自家用	普通自動車であるもの	20,600

区 分		税率(円)			
トラック(三輪の小型自動車を除く)	営業用	小型自動車であるもの	3,900		
		普通自動車で最大積載量8トン以下のもの	7,500		
		普通自動車で最大積載量8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額		
	自家用	小型自動車であるもの	5,300		
		普通自動車で最大積載量8トン以下のもの	10,200		
		普通自動車で最大積載量8トンを超えるもの	12,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額		
		バス	一般乗合用	乗車定員 30人以下のもの	12,000
			30人を超え40人以下のもの	14,500	
			40人を超え50人以下のもの	17,500	
			50人を超え60人以下のもの	20,000	
60人を超え70人以下のもの	22,500				
70人を超え80人以下のもの	25,500				
80人を超えるもの	29,000				
自家用	一般乗合用以外	乗車定員 30人以下のもの	26,500		
	30人を超え40人以下のもの	32,000			
	40人を超え50人以下のもの	38,000			
	50人を超え60人以下のもの	44,000			
	60人を超え70人以下のもの	50,500			
	70人を超え80人以下のもの	57,000			
	80人を超えるもの	64,000			
自家用	乗車定員 30人以下のもの	33,000			
	30人を超え40人以下のもの	41,000			
	40人を超え50人以下のもの	49,000			
	50人を超え60人以下のもの	57,000			
	60人を超え70人以下のもの	65,500			
	70人を超え80人以下のもの	74,000			
	80人を超えるもの	83,000			
三輪の小型自動車	営業用	4,500			
自家用	6,000				

別表1-2 自動車税の税率(その2)

別表1-1のトラックのうち最大乗車定員が4人以上のものは、別表1-1の額に次の額を加算したものとする。

区 分		税率(円)	
トラック	営業用	総排気量 1ℓ以下のもの及び電気自動車	3,700
	自家用	1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	4,700
トラック	営業用	1.5ℓを超えるもの	6,300
	自家用	総排気量 1ℓ以下のもの及び電気自動車	5,200
トラック	営業用	1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	6,300
	自家用	1.5ℓを超えるもの	8,000

別表1-3 自動車税の税率(その3)

特種用途車については、構造区分により乗用車、トラック、バス又は三輪の小型自動車の税率を適用する。ただし、構造がトラックに類する自動車で積載量の定めのないものは、次の税率とする。

区 分		税率(円)	
特種用途車	積載量の定めのないもの	車両総重量 4トン以下のもの	9,500
		4トンを超え6トン以下のもの	12,600
		6トンを超え8トン以下のもの	15,500
		8トンを超え10トン以下のもの	19,000
		10トンを超え12トン以下のもの	22,400
		12トンを超え14トン以下のもの	26,400
		14トンを超え16トン以下のもの	30,500
		16トンを超え18トン以下のもの	35,600
		18トンを超えるもの	40,300

別表1-4 自動車税の税率(その4)

自家用の特種用途車で自動車検査証の車体の形状欄にキャンピング車と記載されているものは、次の税率とする。

区 分		税率(円)	
自家用特種用途車	キャンピング車	総排気量 1ℓ以下のもの	23,600
		1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	27,600
		1.5ℓを超え2ℓ以下のもの	31,600
		2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	36,000
		2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	40,800
		3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	46,400
		3.5ℓを超え4ℓ以下のもの	53,200
		4ℓを超え4.5ℓ以下のもの	61,200
		4.5ℓを超え6ℓ以下のもの	70,400
		6ℓを超えるもの	88,800

別表2 ゴルフ場利用税の税率

基 準 項 目	評点数	税 率 の 区 分		
		等級	合計評点数	税率(円)
利用料金(*)	利用料金の100分の1(小数点以下切捨)	1級	185点以上	1,200
		2級	155点以上 185点未満	1,000
ホール数	18ホール以上	30点	125点以上 155点未満	800
	18ホール未満	0点		
ホール間の平均距離	300メートル以上	30点	95点以上 125点未満	600
	150メートル以上 300メートル未満	15点		
	150メートル未満	0点		
		5級	95点未満	400

(※) 平日の非会員のグリーンフィ及び選択性の余地なく支払うこととなる料金の総額(キャディフィ、カートフィ、ロッカーフィ、消費税及び地方消費税相当額を除く。)